

議会議案第1号

八尾市議会委員会条例の一部改正の件

八尾市議会委員会条例（昭和42年八尾市条例第23号）の一部を次のように改正するにつき、市議会の議決を求める。

令和6年3月25日提出

議会運営委員会委員長 松 本 剛

理 由

八尾市事務分掌条例（昭和35年八尾市条例第198号）の一部改正に伴い、常任委員会の所管事項を改めるにつき、条例の一部を改正する必要があるもので、本案を提出する次第である。

八尾市条例第 号

八尾市議会委員会条例の一部を改正する条例

八尾市議会委員会条例（昭和42年八尾市条例第23号）の一部を次のように改正する。

現 行	改 正 案
第1条 略 （常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及び所管事項） 第2条 略 2 常任委員会の名称、委員の定数及びその所管事項は、次のとおりとする。 (1)・(2) 略 (3) 文教常任委員会 7人 <u>ア いじめから子どもを守る課の所管に関する事項</u> <u>イ</u> 子ども若者部の所管に関する事項 <u>ウ</u> 教育委員会の所管に関する事項 (4)・(5) 略 3 略 第3条～第31条 略	第1条 略 （常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及び所管事項） 第2条 略 2 常任委員会の名称、委員の定数及びその所管事項は、次のとおりとする。 (1)・(2) 略 (3) 文教常任委員会 7人 <u>ア</u> 子ども若者部の所管に関する事項 <u>イ</u> 教育委員会の所管に関する事項 (4)・(5) 略 3 略 第3条～第31条 略

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。